

老人専用ゲートボール練習広場設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、老人専用ゲートボール練習広場（以下「練習広場」という。）を設置し、もって老人の健康増進と老人クラブ活動の活発化を図り、老人の生きがいの充実に資することを目的とする。

(設置基準)

第2 練習広場の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 面積が400m²以上であること。ただし、設置申請者が使用可能と認めて、申請した場合は300m²以上とする。
- (2) 土地所有者と5年以上無償で貸借契約の締結が可能であること。
- (3) 造成工事等の費用が予算の範囲内でできること。
- (4) その他市長が必要と認める条件を備えていること。

(練習広場の設置申請)

第3 練習広場の設置を申請できるのは単位老人クラブとし、老人専用ゲートボール練習広場設置申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、書類審査、現地調査等の審査を行い決定するものとする。

3 市長は、第1項の申請によるほか、練習広場が必要と認めた場合は、設置地区の老人クラブと協議のうえ設置することができる。

(練習施設の整備等)

第4 練習広場の設置時の造成及び整備は、市が行う。

(練習広場の管理等)

第5 練習広場は、設置場所に最も近い単位老人クラブに管理を無償で委託する。

2 前項の管理を委託されたものに対し、市長が管理に必要と認めた用具を支給する。

(委任)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(様式第1号)

老人専用ゲートボール練習広場設置申請書

年 月 日

茨木市長 殿

申請者
単位老人クラブ名
代表者 住所
電話番号
氏名 印

次により「老人専用ゲートボール練習広場」の設置を申請します。

1 設置場所、面積等

- (1) 設置場所
- (2) 設置面積
- (3) 使用単位老人クラブ名

2 土地所有者の承諾等

私は、老人専用ゲートボール練習広場設置のため無償で下記のとおり土地使用を承諾いたします。

- (1) 場所
- (2) 面積
- (3) 土地所有者 住所
氏名 印

(注) 位置等は裏面で表示

位置図

敷地図（外周の距離・面積表示のこと）